

東北・関東16都県で生産された 稲わらを給餌された牛の肉の県内 流通について（第5報）

連絡先	
三重県健康福祉部 健康危機管理室	
担当：西中、渡邊	
電話：059-224-2359	
平成23年7月27日（水）17時40分	

* 19時40分まで待機しております。

【三重県70頭分】

県内の農家において宮城県で生産された稲わらを給餌していた牛の肉について、県内飲食店2店舗で、流通調査をしている54頭のうち、それぞれ異なる2頭の残品が見つかり、本日、2頭とも調査対象の牛であることが確認されたため放射性物質の検査を実施しました。

検査結果については、いずれも暫定規制値以下でした。

○ 検査結果について

検査機関：三重県保健環境研究所（四日市市）

検査日：平成23年7月27日

公表 一覧 表No	個体識別番 号	と畜日	検査結果 [単位：Bq(ベクレル)/kg]			
			放射性 ヨウ素 131	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137	合計 放射性セシウム (セシウム134+137)
68	02465-77168	2011/7/11	不検出	38	48	86
55	08394-11787	2011/6/27	不検出	110	110	220
食品衛生法の 暫定規制値			なし	—	—	500
検出限界値			7~8	7~9	6~7	—

今後の対応

今回の検査結果を受け、当該牛については流通状況調査の対象から除外します。また、放射性物質はいずれも暫定規制値以下であったため、当該牛肉は安心して食べていただくと考えています。

当該牛を除く残り52頭の流通調査については継続し、その残品が確認されれば、放射性物質の検査を実施します。

【参考】

国の定める暫定規制値は、放射性物質で汚染された食品を1年間食べ続けても問題のない数値で設定されています。これは、食品の全体から放射性セシウムの被曝が年間5ミリシーベルトを超えないようにする、という考え方に基づいています。（出典：原子力安全委員会の指標）

また、汚染された食肉を1年間毎日食べ続けることは考えにくいことから、健康上の問題は無いと考えられます。

福島県等の農家から出荷された牛の肉の県内流通について

(第12報)

事例1 (411頭分)

【概要】

平成23年7月26日(火)に東京都から、暫定許容値を超えて放射性セシウムが検出された稲わらを給餌されていた可能性のある福島県の農家から出荷された牛の肉が県内に流通しているとの連絡がありました。調査の結果は、下記のとおりです。

なお、現時点で当該牛肉の残品はなく、放射性セシウム汚染が暫定規制値を超えているかどうかは不明です。

【当該牛について】

- ・ 個体識別番号：03274-07643
- ・ と畜日：平成23年3月31日(東京都立芝浦と畜場)

【流通について】

納入先：食肉卸売業(尼崎市)



県内調査結果	飲食店・食肉販売店(松阪市)：仕入日：4月8日、仕入量：120.9kg { 飲食店 ; 120.3kg 一般消費者へ提供(提供日：4/10~4/15) { 食肉販売店 ; 0.6kg 一般消費者へ販売(販売日：4/10~4/15) ※飲食店・食肉販売店で全量提供・販売
--------	---

放射性物質に汚染された稲わらを給餌されていた福島県以外の牛の肉の流通の事例

事例2 (岩手県公表の牛)

岩手県から出荷された牛の肉について、食肉販売店(桑名市)で販売されず、全量保管(30.0kg)されていたため、放射性物質の検査を行い、結果は暫定規制値以下でした。

この検査結果を受け、当該牛については、流通状況調査の対象から除外します。

【検査結果】

- ・ 個体識別番号：02460-45193(岩手県が公表した牛のうちの1頭です)
- ・ 実施機関：三重県保健環境研究所(四日市市)
- ・ 検査日：平成23年7月26日

品目	生産地	検査結果 [単位：Bq(ベクレル)/kg]			
		放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	放射性セシウム137	合計放射性セシウム(セシウム134+137)
牛肉	岩手県	不検出	50	58	108
食品衛生法の暫定規制値		なし	—	—	500
検出限界値		7	9	9	—

連絡先

三重県健康福祉部 健康危機管理室
 食品監視グループ 担当：渡邊、向井、沖河
 電話：059-224-2359
 平成23年7月27日(水) 22時00分

* 24時00分まで待機しております。

事例3（岩手県公表の牛）

【概要】

岩手県から出荷された牛の肉について、平成23年7月26日（火）に東京都が放射性物質の検査を行ったところ、暫定規制値を超えて放射性セシウムが検出された旨の連絡が岩手県からありました。その際、この牛の肉について、県内に流通しているとの情報があり、調査の概要は、以下のとおりです。

【当該牛について】

- ・ 個体識別番号：02460-45001（岩手県が公表した牛のうちの1頭です）
- ・ と畜日：平成23年5月23日（東京都立芝浦と畜場）

【検査結果について】

検査機関：東京都健康安全研究センター

検査日：平成23年7月26日

品目	生産地	検査結果 [単位：Bq(ベクレル)/kg]	
		放射性ヨウ素	放射性セシウム
牛肉	岩手県	不検出	980
食品衛生法の暫定規制値		なし	500

【流通について】

仕入先：食肉卸売業（東京都）

当該食肉の購入者：株式会社柿安本店（桑名市吉之丸8）

購入日及び購入量：平成23年5月27日 65.1Kg

【販売等の概要について】

加工販売施設：株式会社柿安本店 柿安ミートセンター（桑名市安永6区割971-4）

- ・ 自社で全ての肉を6月8日に加工し、その後の販売状況については調査中です。

【現在の調査中の項目について】

- ・ 販売商品名、販売量、販売期間等を引き続き調査していきます。

なお、桑名保健所が、当該牛肉を使用した疑いのある商品について、(株)柿安本店に販売の禁止を指示しています。

～県民の皆様へ～

今回検出された放射性セシウム濃度980ベクレルの牛肉を、1kg食べたとすると、体が受ける影響は成人でおよそ0.016ミリシーベルトになります。国の定める暫定規制値は、規制値レベルで汚染された食品を1年間食べ続けても問題のない数値で設定されていて、これは、食品の全体からのセシウムの被曝が年間5ミリシーベルトを超えないようにする、という考え方に基づいています。（出典：原子力安全委員会の指標）

また、汚染された食肉を1年間繰り返し食べ続けることは考えにくいことから、健康上の問題はないと考えられます。